

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成29年3月8日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館4館 行政不服審査会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 澤田委員 孫委員 徳村委員 浪本委員

実施機関 熊本県福祉総合相談所総務課 揚村課長

こども総合療育センター総務課 鉄戸課長

清水が丘学園指導課 小林課長

総務課 中村参事

商工観光労働部くまもとブランド推進課 村田参事

教育委員会教育政策課 山村参事

松橋支援学校 吉澤事務長

事務局 県政情報文書課 田原課長 増住主幹 高島主事

4 議事等

(1) 前回議事録の確定

(2) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラによる個人情報の収集)【諮問】

(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化)【諮問】

(3) その他報告事項

- ・ 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
- ・ 熊本県個人情報保護条例の改正について

5 審議内容

会 長

それでは、ただいまから個人情報保護制度審議会を開会します。

まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次のとおり予定していますので、よろしくをお願いします。

①前回議事録の確定

②条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラによる個人情報の収集)

(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化)

③その他報告事項

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

以上です。

(1) 前回議事録の確定

会 長 それでは、審議に移りたいと思います。
 まず、前回議事録の確定について、事前に事務局から議事録（案）が配付されております。内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事録（案）の４Pをご確認ください。
 前回の審議会において、事務局の説明に誤りがありました。「口頭による自己情報開示請求」について、電話での問い合わせに対しても開示を行うとご説明しましたが、実際には、電話での問い合わせに対する開示は行っておりません。同制度は、窓口に来ていただいた方を対象に、本人確認を行った上で、その場で開示を行う制度です。
 この点について、前回の説明を訂正いたしますので、よろしくお願いします。

会 長 ただいまの事務局からの説明も含めて、加除訂正等ございますか。

各委員 （意見等なし）

会 長 それでは、この内容で議事録を確定いたします。

(2)-1 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取（防犯カメラにより個人情報を収集する事務）

会 長 続いて、知事及び教育委員会から諮問がありました「防犯カメラにより個人情報を収集する事務」についての審議を行います。
 まず、条例第7条第3項第8号により例外的に本人以外から個人情報を収集する場合の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 〈解釈運用基準により説明〉

会 長 それでは始めに、松橋支援学校及び松橋支援学校高等部氷川分教室の案件について、教育委員会から説明をお願いいたします。

教育政策課 〈資料２－１　１P～９Pにより説明〉

会 長 ただいまの説明について、何か御質問等ありますでしょうか。

会 長 防犯カメラを設置する場所の選定は、最終的に誰が行ったのでしょうか。

松橋支援学校 校内で話し合い、機械警備を委託している警備会社とも相談の上、校長先生と最終的に判断しました。

会 長 今後、追加の予定はありますか。

松橋支援学校 現時点では、今回設置予定の防犯カメラ２台と、既に設置している赤外線センサー等の防犯対策で対応可能と考えています。

浪本委員 画像データの閲覧制限はどのようになっているのでしょうか。要項からすると、管理責任者の承認を得られれば、誰でも閲覧できるということでしょうか。

松橋支援学校 事件のあった時などに、管理責任者である校長先生の承認を得て、画像を閲覧できるものとしています。

浪本委員 以前、この審議会に諮問があった施設で、例えば閲覧者を職員に限るといったような制限をかけているところもあったと思うのですが、そのような制限を設けないということでしょうか。
管理責任者の承認を得るという形で制限をかけており、それで良いといえば良いのかもしれませんが。

会 長 その点について、「承認」というよりも「許可」という表現の方が、正しいのではないのでしょうか。本来、閲覧出来ないものを、例外的に制限を外すことになるので。

会 長 それと、要項の5（3）ウに書いてある閲覧記録簿の保存は、誰が行うのでしょうか。

松橋支援学校 管理責任者が行うことになると思います。

会 長 保存期間はどのようになりますか。

松橋支援学校 一般の公文書の管理規定に基づき、管理を行うことになると思います。

会 長 閲覧の記録を残しても、1年後には廃棄されるといったようでは、あまり意味がないと思いますので、閲覧記録簿の保管者及び保存期間について、確認をお願いします。

松橋支援学校 わかりました。

会 長 それでは、今回の審議で出た点について確認・検討してもらったこととしたうえで、本審議会としては、防犯カメラの設置については適当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会 長 では、そのように判断します。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《教育委員会 退室》

会 長 続いて、福祉総合相談所分について、審議を行います。
まず、実施機関からの説明をお願いします。

福祉総合相談所 〈資料2-1、10P～18Pにより説明〉

会 長 既に設置している4台では足りず、新たに4台設置する必要があるという特別な理由がありますか。

福祉総合相談所 既設のカメラは、全て出入り口専用として設置してあります。昨年、相模原で起きた事件では、出入り口ではなく、窓から侵入されたと聞いています。今回増設するカメラにより、一時保護所内に万が一侵入された場合の対処、または、門扉から一時保護所施設に近づく者の確認を行うことができるようになるため、防犯に役立つと考えています。

会 長 先ほどの松橋支援学校の時と同じ質問になりますが、画像の閲覧記録簿の保管者及び保存期間はどのようになりますか。

福祉総合相談所 管理については、総務課長が行うこととしています。また、保存期間については、県の公文書の保存期間に沿って、再度確認をしたうえで、可能な限り長期保存を行いたいと考えています。

会 長 わかりました。
他に御質問等はございませんか。

浪本委員 11Pに、防犯カメラの設置を必要とする理由として、一時保護児童の強引な引き取り要求や職員に対する脅迫的な行為への対処ということが書いてありますが、この目的に合致したカメラはどれですか。

福祉総合相談所 これについては、既に設置している出入り口のカメラが該当します。

浪本委員 設置の効果はありましたか。

福祉総合相談所 実質、強引な引き取りについては、誰の保護者ということが事前にわかっておりましたので、カメラをもって身元を確認したという事例はありませんでした。

浪本委員 出入り口というよりも、施設内で言い合いなどのトラブルになるから、施設内に設置するのがいいのかなと思って聞いていましたが、出入り口のカメラが、その目的のカメラだということですね。

福祉総合相談所 そうです。

浪本委員 わかりました。

会 長 他に御質問等はありませんか。

各委員 (質問等なし)

会 長 では、今回の審議で出た点について確認してもらうこととしたうえで、防犯カメラの設置については適当であるということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのように判断します。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《福祉総合相談所 退室》

会 長 続いて、こども総合療育センター分について、審議を行います。
まず、実施機関からの説明をお願いします。

こども総合療育センター 〈資料2-1、19P～24Pにより説明〉
なお、画像の閲覧については、管理責任者の「承認を得る」としているところを、「許可を得る」と改めることとしたいと思います。

会 長 閲覧記録簿の保管者と保存期間についても、確認をお願いします。

こども総合療育センター わかりました。適切に対応いたします。

会 長 ただいまの説明について、御質問等ございますか。

会 長 22Pにある、(6) 医療棟内廊下のカメラは、どの方向を向いているのでしょうか。

こども総合療育センター 廊下側を向いています。

会 長 入院している方のプライバシーを侵害することはありませんか。

こども総合療育センター 当施設に入院・入所されている方々は、自力では自由に移動することが難しいような重度の障がいを抱えた子どもさんがほとんどですので、そのようなことはないと思います。

会 長 わかりました。他に御質問等ありませんか。

澤田委員 入院等されている方は、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

こども総合療育センター 定員は60人ですが、現在、入院・入所されているのは、30人ほどです。

澤田委員 その人数に、休日等は限られた人数のスタッフで対応しているということですね。

こども総合療育センター はい。

澤田委員 わかりました。

会 長 では、こども総合療育センターの件については、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのように判断します。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《こども総合療育センター 退室》

会 長 続いて、清水が丘学園分について、審議を行います。

まず、実施機関からの説明をお願いします。

清水が丘学園 〈資料2-1、25P~30Pにより説明〉

会 長 新規の設置ということですが、これまでにカメラがなくて困ったこと等がありますか。

清水が丘学園 過去には、入所している子の友だちがバイクで乗りつけたり、入所している女の子の元交際相手が会いに来たりということはありませんでしたが、ここ3~4年は、そのような事例は起きていません。

会 長 職員は何人いますか。

清水が丘学園 19人です。

会 長 守衛室があるようですか。

清水が丘学園 守衛室には、夜間、守衛を1人配置しています。また、男子寮・女子寮にも、それぞれ1人ずつ職員が泊まり、子どもの見守りを行うことになっています。

会 長 わかりました。他に御質問等はありませんか。

澤田委員 今回は寮の周辺に設置するというのですが、学校等には設置しなくてよいのでしょうか。

清水が丘学園 子どもたちは、17時以降、基本的に寮の中で生活します。昼間は職員19名に加え、設置されている分校に教員が9名おり、外部侵入等があったとしても対応可能ですので、学校の方には設置する必要はないと考えています。

澤田委員 わかりました。

会 長 他の諮問された方にも聞いていますが、閲覧記録簿の保管は誰が行いますか。

清水が丘学園 総務課が行いたいと考えています。

会 長 保存期間はどのようでしょうか。

清水が丘学園 県の文書管理規程に沿って、管理を行いたいと考えています。

会 長 わかりました。

会 長 では、清水が丘学園の件については、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのように判断します。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《清水が丘学園 退室》

会 長 続いて、くまもとブランド推進課分について、審議を行います。
まず、実施機関からの説明をお願いします。

くまもとブランド推進課 〈資料 2-1、31P~35Pにより説明〉
なお、32Pの防犯カメラ等の設置状況に関し、2の設置の目的について、防犯カメラの設置目的を記載すべきところ、くまもンスクエアの設置目的を記載しておりました。こちらについて、「施設の安全管理及び防犯のため」に訂正させていただきます。

会 長 ただいまの説明について御質問等がありますか。

徳村委員 設置を必要とする理由として、施設内での事故や事件の未然防止及び早期発見と記載がありますが、常にカメラが動いていてモニターを誰かが見ている状況なのですか。

くまもとブランド推進課 常にスタッフがモニタリングしているわけではありません。
未然防止というのは、カメラがあることを表示することで抑制につながるという意味です。

徳村委員 事故の未然防止というのも、同じような意味ですか。

くまもとブランド推進課 はい。

孫委員 よく見える場所に張り紙をしますか。

くまもとブランド推進課 はい。その予定です。

徳村委員 張り紙は、どこに何カ所ぐらいする予定ですか。

くまもとブランド推進課 指定管理者と相談する予定です。

孫委員 鶴屋にもカメラは設置してあると思いますが。

くまもとブランド推進課 鶴屋でも設置しているかと思いますが、同じ建物の一部が県の施設ですので、今回はその場所にカメラを設置しようと考えています。

会 長 34Pの5(3)イのところ、管理責任者が特に必要と認めた場合には、画像の閲覧ができることになっていますが、これはどういった場合を想定していますか。

くまもとブランド推進課 当施設は、指定管理に出しており、また、共同事業体を組んでおります。事件等が起きた際に、管理責任者である館長の他に、共同事業体の関係者や、担当課であるくまもとブランド推進課の担当者が、確認のため画像を閲覧することもあると考えています。

会 長 他の施設では、「管理者が許可した者に限り閲覧できる」というような規定になっている場合が多いのですが、くまもンスクエアは、「管理者が特に必要と認めた場合に閲覧で

きる」となっていますので、許可制ではないということですか。

澤田委員 趣旨は同じだと思いますので、合わせた方がいいかと思います。

会 長 わたしもそう思います。特に問題なければ、他の施設と文言を合わせてはどうでしょうか。

くまもとブランド推進課 問題ございません。

会 長 では、そのようにしていただきたいと思います。
閲覧記録簿の保存は、県の文書管理規定によるということでしょうか。

くまもとブランド推進課 はい。

会 長 わかりました。他に何かございませんか。

金澤委員 営業部長室には、カメラを設置しないようですが、なぜでしょうか。
記念撮影等が多く行われる場所だと思いますので、事故等が起こることも想定されると思うのですが。

くまもとブランド推進課 防犯カメラについては、当施設の開設当時から設置されておりまして、今回は録画を始めるに当たっての諮問となります。

金澤委員 わかりました。

会 長 では、くまモンスクエアについては、要項の手直しをしていただくこととしたうえで、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのように判断します。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《くまもとブランド推進課 退室》

(2)-2 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化)

会 長 続いて、知事から諮問がありました「防犯カメラにより個人情報を収集する事務」についての審議を行います。実施機関からの説明をお願いします。

県政情報文書課 〈資料2-2により説明〉

会 長 まず、わたしの意見を述べます。

類型化自体に反対するわけではありませんが、類型事項を増やすということは、例外の枠を広げるということになりますので、改めて条例第7条で、個人情報の収集について制限をかけ、本人からの収集を原則としていることの意味を考え、そのことを念頭に置いた上で、運用していただきたいと思います。特に、類型への当てはめについては、厳格な運用が求められると思いますので、その点は注意していただきたいと思います。

会 長 他に御質問等ありませんでしょうか。

浪本委員 防犯カメラについては、不特定多数の人を撮影する場合と、同時に特定の人を撮影する場合がありますと思いますが、今回の類型化においては、その点をどのように整理しているのでしょうか。

県政情報文書課 類型に該当するのは、個別に同意を得ることが難しい不特定多数の方々等を対象とした撮影による個人情報の収集ですので、同意を得ることが可能な方からは、事前に同意を得る必要があると考えています。

浪本委員 例えば、今回諮問があったこども総合療育センターの廊下に設置するカメラは、入院患者も撮影の対象になると思いますので、そういった方々からは、出来る限り、事前に同意を得る必要があると思います。

そういった個々のカメラの実際の設置状況等も精査したうえで、類型に該当するのかの判断を行っていただきたいと思います。

県政情報文書課 わかりました。確認を行っていききたいと思います。

会 長 他に何かございますか。

澤田委員 以前、ドライブレコーダーに係る審議をした際に、道路の維持管理を目的としていたものもあったと思いますが、それは今回の類型には該当しないということでしょうか。

県政情報文書課 今回の類型案であれば、道路の維持管理のみを目的としたものは、該当しないものと考えます。ただ、そういったものも含めるかどうか検討の余地はあると思います。

澤田委員 結局、どこまで含めるかということになるかと思いますが、今の案でいって、それ以外のものは個別に諮問ということでもよいと思いますが、どのようにする予定でしょうか。

県政情報文書課 目的が主か従かという問題もありますが、交通事故発生時における迅速かつ適切な処理又は交通事故の抑制を目的とするものでなければ、類型には該当しないものとして扱うことになると思います。

澤田委員 わかりました。

会 長 他に御意見等はありませんか。

会 長 今後、他に類型事項化を検討しているものはありますか。

県政情報文書課 現時点で具体的な予定はありませんが、今後出てくる場合もあるかと思っています。

浪本委員 ドローンによる撮影はどうでしょうか。

県政情報文書課 今後、事例として出てくる可能性はあると思います。

会 長 では、今回の審議で出た意見を参考にしてもらおうこととしたうえで、類型事項化については、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのように判断します。
以上で諮問事項についての審議を終了します。

《徳村委員 御退席》

(3) 報告事項

会 長 続いて、事務局からの報告事項について、説明をお願いします。

事務局 ○ 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
〈資料3-1により説明〉

○ 熊本県個人情報保護条例の改正について
〈資料3-2により説明〉

会 長 これで、議事は終了となりますが、事務局から何かございますか。

事務局 今期の審議会委員の皆様の任期が4月までになっており、今回が今期最後の開催となりますので、御礼の挨拶をさせていただきます。
〈御礼の挨拶〉
また、衛藤委員におかれましては、3期6年の任期満了となり御退任の予定です。会長を務めていただき、円滑な審議の進行、本当にありがとうございました。

会 長 皆様の御協力で、無事に任期を終えることができました。ありがとうございました。
それでは、以上で、本日の審議を終了します。